

荒砥沢地すべりの今後の対策に関する検討会 第1回検討会

日時：平成26年10月3日（金）

15:00～17:00

場所：宮城県栗原市 エポカ

議事次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 主催者挨拶
4. 委員会設立趣旨及び検討会規約
5. 座長選出
6. 座長挨拶
7. 議事
 - (1) 荒砥沢地すべり地の推移と評価
8. 閉会

荒砥沢地すべりの今後の対策に関する検討会 設立趣意書

荒砥沢地すべりについては、平成22年3月に「岩手・宮城内陸地震に係る荒砥沢地すべり対策と大規模地すべりにより出現した地形・景観の活用に関する検討会」により中長期的な対策に係わる方針等を整理し、これに基づき対策工、モニタリングに取り組み、5年目を迎えたところである。

また、他に類をみない滑動形態を有する地すべりであることから、学識経験者等から高い注目を受けているところである。

このため、これまでの対策工事やモニタリング成果の評価を行い、今後の対策方針及びモニタリング計画等について、各分野の有識者等から意見をいただくことを目的として検討会を設置するものである。

荒砥沢地すべりの今後の対策に関する検討会規約

(名称)

第1条 本検討会は、「荒砥沢地すべりの今後の対策に関する検討会」（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 荒砥沢地すべりについては、平成22年3月の「平成21年度岩手・宮城内陸地震に係る荒砥沢地すべり対策と大規模地すべりにより出現した地形・景観の活用に関する検討会」により中長期的な対策に係わる方針等を整理し、これに基づき対策工、モニタリングに取り組み、5年目を迎えたところである。

また、他に類をみない滑動形態を有する地すべりであることから、学識経験者等から高い注目を受けているところである。

このため、これまでの対策工事やモニタリング成果の評価を行い、今後の対策方針及びモニタリング計画等について、各分野の有識者等から意見をいただくことを目的として検討会を設置する。

(検討会)

第3条 検討会は、別添に掲げる委員によって構成する。

- 2 委員の任期は、検討会の目的が達成されたときまでとする。
- 3 検討会には座長を置くものとし、座長は委員の互選によって定める。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を統括する。
- 5 検討会は必要に応じて委員の追加を行うことができる。

(検討会の運営)

第4条 検討会は、座長が必要と認めるとき、これを招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 検討会の公開等の運営方法については、検討会において定める。

(意見聴取等)

第5条 検討会は、必要と認めるとき、関係者から意見聴取等を行う。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、東北森林管理局に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が本検討会に諮って定める。

《検討会委員》

井良沢道也（岩手大学農学部 教授）

佐藤 勇 （栗原市 市長）

大丸 裕武（森林総合研究所 山地治山研究室長）

千葉 則行（東北工業大学工学部 教授）

丁野 朗 （（社）日本観光協会 常務理事）

中静 透 （東北大学大学院生命科学研究科 教授）

宮城 豊彦（東北学院大学教養学部 教授）

※以上五十音順

関口 高士（東北森林管理局 計画保全部長）

《オブザーバー》

宮城県

東北農政局

《事務局》

東北森林管理局